

平成 21 年度 第 3 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 21 年 11 月 6 日（金）午後 6 時 00 分～8 時 04 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範会長

矢吹徹雄副会長

植松美由紀委員

村上岑子委員

[諮問課] 保健福祉部健康推進室長 百井宏己

保健福祉部保健推進課長 久保田道子

同課保健推進担当主査 中川正人

同担当主任 宮腰省太

教育委員会生涯学習部長 三国義達

同部学校教育課長 池田幸夫

同課学校教育担当主査 竹瀬直久

[事務局] 総務部長 川又和雄

同部情報推進課長 椿原功

同課文書・統計担当主査 扇武男

同担当主任 奥山直樹

傍聴者 0 名

議 題

【諮問】

- (1) 新型インフルエンザワクチン費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報
の目的外利用について

【継続審議】

- (1) 個人情報訂正決定への不服申立について

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 諮問及び継続審議の説明資料

○第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】今日は一日のお仕事でお疲れのところご苦勞様です。それでは、開会の時間となりましたのでただいまより、平成21年度第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

まず始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさま今晚は、お忙しい所お集まりいただきありがとうございます。平成21年度第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会という事で、諮問案件が1件と継続審議案件が1件という事で聞いておりますので、効率良くなるべくスムーズに審議を終えて結審したいと思いますのでご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】それでは、本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

【椿原課長】本日は、保健福祉部保健推進課所管の「新型インフルエンザワクチン費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について」及び前回継続審議となりました、教育委員会生涯学習部学校教育課所管の「個人情報訂正決定への不服申立について」の計2件のご審議をいただきます。以上、よろしくお願いいたします。

○諮 問

【向田会長】それでは、諮問を受けたいと思います。

【川又部長】市長、副市長が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。

川又総務部長諮問書を朗読（諮問1件）

石 保 推 第 191 号
平成21年11月6日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

新型インフルエンザワクチン費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について（諮問）

新型インフルエンザワクチン（A/H1N1）接種は、免疫をつけ死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことやそのために必要な医療を確保することを目的に優先接種対象者が定められ実施されています。

本市においては、新型インフルエンザワクチン接種の目的に鑑み、国による財政支援のもと市民税非課税世帯や生活保護世帯の方を対象に、接種費用全額を免除しようと考えています。

このため、事業の実施に当たっては、事前に対象者を把握するとともに、医療機関からの請求事務、償還払いの申請事務を円滑に行う必要があることから、各所管課で保有する台帳等及び課税状況データの目的外利用に関し、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1 個人情報内容

(1) 対象者

平成21年11月1日（基準日）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録原票に登録されている世帯のうち、以下の①及び②の条件に該当する者。

①平成21年度に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市民税が課税されていない世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護世帯に属する者。

②次に掲げる項目のいずれかに該当する者。

ア 妊婦 ※保健推進課で把握しているデータを提供します。

イ 平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。

ウ 平成14年4月2日から平成20年11月16日までに生まれた者。

エ 平成20年11月17日から平成21年11月16日までに生まれた者と同居する世帯主。

オ 平成22年3月31日現在において満65歳以上の者。

(2) 情報内容

①住民基本台帳及び外国人登録原票（市民課保有）

対象者の氏名（漢字・カナ）、生年月日、郵便番号、住所、地番、方書、年齢、性別、個人番号、世帯番号、世帯主名、住民日

②課税台帳（税務課保有）

対象者及び世帯員の氏名（漢字・カナ）、生年月日、郵便番号、住所、地番、

方書、年齢、性別、続柄、個人番号、世帯番号、年税額

③生活保護台帳（福祉総務課保有）

対象者の氏名（漢字・カナ）、続柄、生年月日、性別、郵便番号、住所、地番、方書、年齢、保護開始年月日、個人番号、世帯番号

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問案件についての内容と資料について説明願います。

【椿原課長】それでは、今日配布いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「新型インフルエンザワクチン費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報目的外利用及び提供について」の諮問書の写しと資料、「個人情報訂正決定への不服申立について」の資料、以上、2セット、ございますでしょうか。

次に、諮問案件の内容と資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

まず始めに、諮問①について、保健福祉部保健推進課よりご説明いたします。次に、継続審議①について、教育委員会生涯学習部学校教育課よりご説明いたします。

○議 事

【向田会長】それでは、1件目の諮問ですが関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。

それでは、事務局より1つ目の諮問内容を説明して下さい。

【久保田課長】

諮問番号①番 保健推進課長の久保田と申します。本日は、よろしくお願いします。

私から、今回、諮問いたしました新型インフルエンザ費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について、ご説明いたします。

説明にあたりまして資料を配布してありますのでそちらをご参照願います。

本事業につきましては、平成21年度に感染が拡大した新型インフルエンザ予防対策の一環として、国において、重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するため、新型インフルエンザワクチン接種を実施することとなりました。

ワクチンの接種対象者は、妊婦や糖尿病などの基礎疾患のある方、満1歳から就学前の幼児、小中学生、高校生、0歳児の保護者、高齢者等が優先接種対象者であります、市では約2万4千人の方が対象となります。

接種に要する費用は実費徴収（全国一律の料金）となっていますので、受診時に医療機関に支払うことになります。このため、国では、市町村民税非課税世帯等の低所得者の接種環境を整えることを目的に費用負担を行うこととしており、本市においては、「優

先接種対象者」の方で、市民税非課税世帯や生活保護世帯の方を対象に、接種費用の全額を免除しようと考えています。

ワクチン接種費用の助成を受けるためには、医療機関受診時に、無料対象者であることの証明できる書類を提示することで無料とする方法と、いったん自己負担したのち、市に領収書等を持参し助成申請いただき、後日、口座振込みにより支払う方法があります。

非課税世帯の方は全国平均で約3割といわれていますが、市では8千人ほどの方が該当になると推計されます。これまでの予防接種の接種率や、ワクチン接種の重要性を考えますと、大変多くの市民の方がこれらの手続きを行うことになり、申請や受け入れる医療機関の窓口が混乱することが予想されます。

このため、利用される市民の方の利便性を図り、市民サービスに支障のないように進めること、また、助成の制度を対象者に周知することが求められます。

(なお、現在、市内の医療機関で接種する場合は、事前に、無料券を交付する方法を検討していますが、)

これらのことから、本事業の実施に当たって、事前に対象者を把握すること、また、医療機関からの請求事務、償還払いの申請事務を円滑に行うため、各所管課で保有する台帳等及び課税状況データを収集することが必要と考えているところであります。

現在のところ、市内の医療機関で接種する場合は、事前に、無料券を交付する方法を検討しております。

どうぞ、よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

【向田会長】はい、ありがとうございます。ただいまの説明等つきまして質問あるいはご意見等がございましたらどうぞ。

(質疑応答)

【向田会長】10月末から医療従事者の接種が始まっていますが、それぞれ妊婦や糖尿病などの基礎疾患のある方、満1歳から就学前の幼児、小中学生、高校生、0歳児の保護者、高齢者等順次行っていくということですね。

【久保田課長】現時点での予定というかたちになっています。

【向田会長】支払方法としては、市内の医療機関は無料券で、市外では市に申請して支払を受けるということですね。

【久保田課長】はい、そのとおりでございます。

【村上委員】無料券には、本人の名前とかが記載されるのですか。

【久保田課長】氏名が記載されます。

【向田会長】無料券は本人に郵送されるのですか。

【久保田課長】郵送するように考えております。

【村上委員】無料券を持って医療機関を受診されるときに、本人かどうか確認はできるのですか。

【百井室長】まず、医療機関において接種対象者の確認を住民票であるとか運転免許証をもって確認されます。かたや助成の対象となるかということについては、今回の無料券を出していただき確認することとなります。その際、無料券には氏名が印字されます。

【矢吹副会長】接種対象者と無料券の両方の名前が一致していることで確認できるということですね。

【百井室長】そのとおりでございます。

【植松委員】ただいま無料券を郵送されると言われてましたが、対象者全員に郵送するということですか。

【久保田課長】対象者がわからない場合、例えば基礎疾患を持っておられる方など、こちらでは把握できない対象者等の以外の方はその実施時期に合わせて発送したいと思っております。

【矢吹副会長】漏れた人はどうするのですか。

【久保田課長】まず、ワクチン接種があるということを周知しまして、事前にお知らせできない方には、担当課へ問い合わせをしていただいて対応していきたいと考えております。

【村上委員】インフルエンザは基本的に希望者が接種することになっていますよね、対象者にいっせいに交付すると無料券が使われないこともあるということですね。

【矢吹副会長】そもそもこの制度の最大の問題点はそういうことではなくて、無料券を医療機関に持っていくと、例えば生活保護受給者であるということが医療機関にわかってしまうということなんですけれども、それが接種をして領収書をもらって市から支払を受けると生活保護受給者であることが医療機関にはわからないということが制度の問題点であると思うのですが、それをやると接種費用を立て替えなければならないことになり、逆の問題点もあるということになると思います。

【村上委員】対象者だから無料券をもらっても私は使うかなと、また悪用もあるのかなと最初に考えたのですが、まずは無料券を送付し、それを使う使わないは個人の意思ということなのですね。

【植松委員】個人情報保護する観点から言えば、最初から個人情報を利用して無料券を送付するのではなく、接種後費用を立て替えて支払を受ける方が一番だと思いますが、これをしなければこれだけの数の処理ができないということで事前にその情報を吸い上げて対象者に送付してしまいたいということなのですね。

【矢吹副会長】それと接種費用を立て替えるということですよ。

【植松委員】こういう場合の市役所の中で各セクションの情報のやり取りはどういう形になっていますか。例えばデータを見られるように開放されるのかどうか。

【向田会長】市民課、税務課、福祉総務課等が保有している情報の中で使う部分だけをデータとして渡しているのでは。

【椿原課長】その部分につきましては、審査会にて目的外利用が認められたのならば担当に厳重に管理されているシステムから、その必要な部分だけを閉鎖的に切り出してその必要データの帳票を確保するなりして直接現課に渡すというような手法をとっていますので、他のところで漏洩することがないように運用しております。

【向田会長】この件につきましては、あらかじめデータが必要であるということでありますのでそれでは、目的外利用についてこれを認めたいと思いますがいかがでしょうか。

【村上委員】これを行っていく課程でいろいろな問題は出てくるとはと思いますが、基本的には認めたいと思います。

【向田会長】それではこういう形で答申したいと思います。

【全委員】はい。

【向田会長】暫時休憩いたします。午後 6 時 22 分休憩

保健福祉部保健推進課担当退席

【向田会長】再会いたします。午後 6 時 23 分再開

【向田会長】それでは、続きまして継続審議①の案件につきましてご説明願います。

（継続審議①について、個人情報を含む審議内容となり、また、委員の公正公平な審議を行う必要があると認められるため、審議の詳細は非公開とし、要点のみ記載とする。）

・実施機関より資料の説明

本件文書の写し、事故報告書の写し、個人情報訂正請求・訂正・訂正決定に関する資料、実施機関が不服申立の諮問に至る資料及び不服申立趣旨確認書に対する本件申立人からの回答書とそれの訂正文の説明

・実施機関の考え方についての説明

・審議内容（質疑応答）

本件文書の作成の仕方についての質疑応答

電話・口頭で苦情等受理した案件の対応の現状について質疑応答

本件文書の取扱いについて質疑応答

訂正決定に至る手続きについて質疑応答

本件申立人の不服申立趣旨についての確認

訂正された内容にある表現についての質疑応答

本件文書の性質についての質疑応答

訂正された内容にある表現の事実性についての確認

訂正された内容の根拠についての質疑応答

- ・審議結果、
請求棄却が相当と判断。
また、本件文書の取扱いについて一言付言することで全会一致。

【向田会長】事務局の方から何かありますか。

【椿原課長】特にありません。

【向田会長】それでは、答申に入りたいと思います。

○答 申

【答申①】

平成21年11月6日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成21年11月6日付石保推第191号をもって諮問のありました、新型インフルエンザワクチン費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【答申②】

平成21年11月6日

石狩市教育委員会教育長 樋口 幸廣 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成21年8月19日付石教学第609号をもって諮問のあった、個人情報訂正決定に関する不服申立について審査した結果、石狩市情報公開・個人情報保護審査会として、以下のとおり答申する。

◎ 審査会の判断

実施機関が平成21年4月9日付け石教学第25号で訂正決定した、本件文書に記載された個人情報に対する訂正要求について、石狩市情報公開・個人情報保護審査会は、請求棄却が相当と判断する。

※個人情報保護等を鑑み、上記の答申内容については、概要のみとさせていただきます。

○閉 会

【向田会長】長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。今日の予定はこれで終わりということでございます。また次回よろしくお願いいたします。

議事録確定 平成21年12月3日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範